

北九州市の地域福祉2021～2025 【最終案】

(令和3年度～令和7年度)

目次 Contents

第1章

「北九州市の地域福祉」の策定にあたって

- 1 策定の趣旨…………… 1
- 2 取組みの期間…………… 1
- 3 「北九州市の地域福祉」の位置付け…………… 1

第2章

地域をとりまく現状

- 1 少子高齢化の状況…………… 3
- 2 要介護認定者・障害のある人などの状況 …… 6
- 3 家族形態や地域のつながりの変化…………… 9

第3章

これまでの取組みと今後の課題

- 1 「北九州市の地域福祉2011～2020」における取組み …… 13
- 2 中間見直し強化プランにおいて策定した「充実・強化すべき13の方向性」… 14
- 3 今後の課題…………… 15

第4章

「北九州市の地域福祉2021～2025」の基本的な考え方

- 1 地域福祉の推進にあたっての考え方…………… 16
- 2 地域福祉計画における圏域の考え方…………… 17
- 3 基本理念と基本目標…………… 18
- 4 「北九州市の地域福祉2021～2025」の体系 …… 20
- 5 「北九州市SDGs未来都市計画」との関係…………… 21

第5章

基本目標ごとの取組み

- 【基本目標1】 支え合いの気持ちを育もう…………… 22
- 【基本目標2】 支え合いの輪を広げよう…………… 28
- 【基本目標3】 支え合いの輪につなげよう…………… 44

第6章

計画の進捗状況の把握と評価

- 1 推進体制…………… 51
- 2 評価の考え方と指標…………… 51

資料編

「北九州市の地域福祉2021～2025」の策定過程

- 1 北九州市地域福祉計画策定懇話会の設置及び開催状況…………… 59
- 2 「北九州市地域福祉に関する市民意識調査」の実施…………… 60
- 3 市民意見提出手続き(パブリックコメント)の実施…………… 61

第1章

「北九州市の地域福祉」の 策定にあたって

1

策定の趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくことです。

これまで本市では、平成5年に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を定めて以降、平成18年には社会福祉法に基づく地域福祉計画を基本とした「健康福祉北九州総合計画」を策定、平成23年には新たな地域福祉計画として「北九州市の地域福祉2011～2020」（平成29年に「中間見直しプラン」）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、一人暮らし高齢者の増加、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。あわせて、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。行政による福祉サービスはもちろんのこと、地域住民などによる自発的な支え合いによる福祉も、今後よりいっそう必要になってきます。

地域福祉の主役は地域で暮らす住民の方々です。地域住民が主体となり、地域団体、福祉サービス等事業者、NPO・ボランティア団体、学校、企業など、地域で暮らし活動するすべての人々と行政も一体となって、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していくため、新たな地域福祉計画を策定するものです。

2

取組みの期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5か年とします。

3

「北九州市の地域福祉」の位置付け

「北九州市の地域福祉2021～2025」は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」です。

また、市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として、本市の地域福祉を推進するための理念や取組みを定めるものです。

「地域福祉計画」は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられており、本市においては、地域福祉を実現するために、行政はもとより、地域で暮らし活動するすべての人々が地域において取り組むべき基本的事項を定めています。

一方、高齢者や障害のある人などに対するサービス、市民の健康維持向上、子どもの健全育成や子育て支援のための具体的な取組みなど、各分野における個別の施策や事業については、それぞれの分野ごとに策定する計画において具体的な内容や整備目標などを定め、推進していくことになります。つまり、個別の施策や事業は各分野の計画において定め、それが実際に展開される地域の基盤づくりを進めるのが、「北九州市の地域福祉2021～2025」ということになります。

なお、地域福祉の推進を目的とする団体として、社会福祉協議会が中心となり、民間の立場から地域福祉活動を促進する「北九州市地域福祉活動計画」が策定されています。この活動計画の取組みと緊密な連携を図り、それぞれの役割をしっかりと果たすことによって、「北九州市の地域福祉」を推進していきます。

【イメージ図】

